請求の趣旨

１　被告　は、原告に対し、　　　　　次の金員を支払え。

　　　金　　　　　　　　　　　　円

□及び上記金額に対する　　　　　　　　　　　　　　 □令和 　年 　月 　日

□及び上記金額の内金　　　　　　　　　 円に対する　□訴状送達の日の翌日

から支払済みまで　年　　　パーセントの割合による金員

□及び内金　　　　　　　　　　円に対する　 □令和　 年　 月　 日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 □訴状送達の日の翌日

から支払済みまで　年　　　パーセントの割合による金員

２　訴訟費用は、被告　の負担とする。

との判決（□及び仮執行の宣言）を求めます。

紛争の要点（請求の原因）

第１　未払賃金等

１　(1)　契約の日　平成・令和　　年　　月　　日

(2)　仕事の内容

　　　(3)　賃　　　　金　□月給　□日給　□時給　　　金　　　　　　　円

　　　(4)　諸　手　当　□

　　　　　　　　　　　　 □

　　　(5)　支払期日　□賃金締切日毎月　　日　□当月　□翌月　　日払い

２　賃金等未払の期間　令和 　年 　月 　日から令和 　年 　月 　日

３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 未払期間の賃金等 | 支払済みの額 | 残　　額 |
| 円 | 円（最後に支払った日　　　 　 ・　　・ ） | 円 |

 □未払期間の賃金等の内訳　　　□別紙のとおり

第２　解雇予告手当

　１(1) 解雇予告　　□なし（即日解雇）□令和 　年 　月　 日

 　(2) 解雇日 令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　（解雇予告日の翌日から解雇日まで　　　日間）→Ａ

　　(3) 解雇予告手当の計算期間（３か月又は３か月に満たない全期間）

 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

 　　（暦日数　　日）→Ｂ

＊　給与締日があるときは、解雇予告日又は解雇日直前の給与締日（締日算入）から逆算する。給与締日がないときは、解雇予告日又は解雇日の前日から逆算する。

　　(4) (3)の期間内における支給賃金総額　　金　　　　　　　　円　　→Ｃ

　　(5) 解雇予告手当の計算

　　　Ｃ　金　　　　　　　円

|  |
| --- |
|  ×（３０日－Ａ　　日間）＝解雇予告手当金　 円　→Ｄ |

 Ｂ　　　　　　　　　日 　　　　　　（１円以下四捨五入）

 　□労働基準法第１２条１項但書 、同項１号の計算（日給制、時給制の場合）

　　　Ｃ　金　　　　　 　円 　 ６０

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　× |  |  ×（３０－Ａ　　日間）＝　 円　→Ｅ |

 Ｂ 期間内の実働日（　　日） 　 １００

 　　　（＊Ｄの金額よりＥの金額の大きいときは、解雇予告手当金はＥの金額となる）

　２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 解雇予告手当 | 支払済みの額 | 残　　　　　額 |
| 円 | 円（最後に支払った日 　　　　・　　・　　 　） | 円 |

添付書類

　資格証明書　□登記簿謄本（登記事項証明書）

　証拠書類　　□就業規則　　　　　（甲　　号証）　　□内容証明郵便　　　（甲　　号証）

　　　　　　　□給与明細書　　　　（甲　　号証）　　□配達証明書　　　　（甲　　号証）

　　　　　　　□タイムカード　　　（甲　　号証）　　□労働契約書　　　　（甲　　号証）

　　　　　　　□求人広告　　　　　（甲　　号証）　　□